

床尾の里てらさか規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、床尾の里てらさか(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、豊岡市出石町寺坂 157 番地(寺坂地区コミュニティセンター内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、寺坂小学校区の範囲(以下「地区」という。)における共通の課題解決と地区住民の親睦と融和を図り、元気で明るい地域を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業に関する事。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事。
- (3) 会員相互の連携に関する事。
- (4) 区長会の活動に提携協力する。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認め役員会で承認されたもの

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第7条 総会は、代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。又臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。
 - (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
 - (2) 役員を選任・解任に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) その他本会の重要な運営に関すること。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立する。但し委任状を提出した代議員は出席とみなすものとする。
- 5 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の議事については、議事録を作成し、出席の代議員から選任した2名と議長とともに署名捺印する。

(役員会)

第8条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会の議長は、会長が行う。

(部会)

第9条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員は、本会が会員から選任及び公募した者をもって構成する。
- 4 部会は部会長が招集する。
- 5 部会は、次のとおりとする。
 - (1) 地域振興部会
 - (2) 人づくり部会
 - (3) 助け合い部

(運営会議)

第10条 運営会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

(事務局)

第11条 本会の会計及び庶務は、事務局で処理する。

第3章 代議員

(代議員)

第12条 代議員は、各区長及び、各区、各種団体から推薦のあった者及び公募により選任された者とする。

(代議員の任務)

第13条 代議員は、総会または臨時総会において、第7条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

- 2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。
- 3 代議員は第9条5項の各部会に所属するものとする。但し重複は妨げないこととする。

(代議員の任期)

第14条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 役員

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 正副部会長 各1名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長は、正副部会長を兼務できるものとする。
 - 3 本会に、役員会の承認を得て、顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第16条 当該年度の各区区長及び各部会から推薦された者が選考委員となり、互選により選考委員長を決め選考委員会を開催した上で、新役員を選出し役員会です承を受け、総会で承認を得るものとする。

- 2 副会長のうち1名は、寺坂地区区長会会長をあてるものとする。
- 3 役員は本会会員より選出し、選出された役員は代議員となるものとする
- 4 役員選考に当たっては、女性の参画に努めなければならない。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3)監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- (4)監事は本会の代議員及び役員を兼ねることはできない。
- (5)正副部会長は、担当部会の運営にあたる。
- (6)副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第5章 財務

(経費)

第19条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年1月27日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の役員、代議員の仕事は、第14条及び第18条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 本会の設立日の代議員及び役員は、第12条及び設立準備委員会役員会で選出し、総会で承認を得ることとする。

附則 平成 2 9 年 4 月 1 4 日 一部改正
附則 平成 3 0 年 4 月 1 6 日 一部改正
附則 令和 6 年 4 月 1 2 日 一部改正